

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック医薬品を積極的に利用することで、薬代にかかる医療費を節約することができます。一人一人の節約が、制度全体では大きな効果を生みます。

●ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品に比べて価格が安く設定されており、薬代の負担が軽くなります。また、中には飲みやすくなるように薬の大きさ・味・においの改良や保存性の向上など、より工夫されたものもあります。

●信頼できる薬です

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様の安全基準を満たし、厚生労働省の承認基準をクリアしている信頼できる薬です。

●まずはお医者さんに相談を

全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また医療用医薬品なので、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。症状によっては、先発医薬品を使用した方がいいと医師が判断する場合があります。

●ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が100円以上軽減される可能性がある方を対象に、参考として「ジェネリック医

薬品に関するお知らせ」を送付しています。発送時期は年2回、6月下旬(4月診療分)と12月下旬(2月診療分)です。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。※薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。

あります。

●ジェネリック医薬品の希望シールをお配りしています

皆さまの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができるシールをお配りしています。ジェネリック医薬品を希望される方は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。



相談

問 住民課 (吉備庁舎)

3月の行政相談

3月28日(木)

・金屋文化保健センター
13時30分
～16時

問 総務課 (吉備庁舎)

子育て

就学援助制度

経済的な理由で、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・学校給食費などの費用を援助する制度があります。

教育委員会が認定基準に基づいて「要保護および準要保護児童生徒」と認められた場合に援助を行います。希望される方は、在籍している小・中学校長までお申し出ください。

問 こども教育課 (金屋庁舎)

税金

「定額減税制度説明会」の開催

令和6年(2024年)分の所得に係る定額による所得税額の特例控除(定額減税)について、源泉徴収義務者の方に向けた説明会を開催します。

日時/3月29日(金) 10時～11時

場所/公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室(湯浅町湯浅)

2430番地77)

定員/30人(先着順・電話予約要)

問 湯浅税務署 法人課税部門

☎63・5406

「インボイス制度説明会」 登録申請手続きの相談会

令和5年(2023年)10月から導入された消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

●日時

・3月27日(水) 10時～11時
・4月24日(水) 14時～15時

●場所/公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室(湯浅町湯浅)

2430番地77)

●定員/20人(先着順・電話予約要)

●申込先/湯浅税務署 個人課税部門

☎63・5403(直通)

●主催/湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

また、インボイス発行事業者への登録の要否を検討されている方を対象に個別相談のご予約を受け付けています。

※インボイスの制度の仕組みからお知りになりたい場合は、まずは前記説明会をご利用ください。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

問 湯浅税務署 個人課税部門
☎63・5403